

規定ニ違反シタル者

二 第十八条ノ規定ニ違反シテ河川ノ流水ヲ占用シタル者

第五章中第五十八条の次に次の四
条を加える。

第五十八条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該
当スル者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ
五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十八条ノ規定ニ違反シテ河
川ノ敷地ヲ占用シタル者

二 第三十九条第一項又ハ第二項
ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ於テ

堤外地、堤外地ニ非ザル沿岸若
ハ沿堤土地ニ立入り、其ノ土地

ヲ材料置場等ニ供シ又ハ其ノ土
地ニ現在スル建築物其ノ他ノ障

害物ヲ除却スルコトヲ拒ミ又ハ
妨ゲタル者

第五十八条ノ三 第四十三条第一項
ノ許可ヲ受ケズシテ舟筏ヨリ通航

料ヲ徴収シタル者ハ五万円以下ノ
罰金ニ処ス

第五十八条ノ四 法人ノ代表者又ハ
法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ

他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業
務ニ関シ第五十八条乃至前条ニ規

定スル違反行為ヲナシタルトキハ
行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ

人ニ対シテ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

第五十八条ノ五 第十三条、第十六
条、第十九条、第四十三條第二項

又ハ第四十七條ノ規定ニ基テ命令
ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ

得

前項ノ罰則ニ規定スベキ罰ハ政令
ニ在リテハ六箇月以下ノ懲役、五

万円以下ノ罰金、拘留又ハ科料、
主務省令ニ在リテハ三箇月以下ノ

懲役、三万円以下ノ罰金、拘留又

ハ科料、都道府県ノ規則ニ在リテ
ハ二万円以下ノ罰金、拘留又ハ科

料トス但第四十三條第二項ノ規定
ニ基テ命令ニハ懲役又ハ拘留ノ罰

ヲ規定スルコトヲ得ズ

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律の施行の際現に第十九
条の規定に基テ命令の規定による

許可を受けて改正後の第十七条ノ
二に規定する行為をしている者に

ついては、その許可は、改正後の
同条の規定による許可とみなす。

この場合においては、改正後の第
四十二條の規定を準用する。

3 前項に該当する者以外の者であ
つて、この法律の施行の際現に改

正後の第十七条ノ二に規定する行
為をしているもの（第十九條の規定

に基テ命令に違反して当該行為を
している者を除く。）については、

その者が従前と同様の条件によつ
て当該行為をする場合に限り、こ

の法律の施行の日から起算して三
十日間は、改正後の第十七条ノ二

の規定を適用しない。

4 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

理由

河川管理をより一層効果あらしめ
るため、河川における土石の採取に
関する規定及び罰則を整備する必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

○運輸國務大臣 ただいま議題となり
ました河川法の一部を改正する法律案

について、提案理由及びその要旨につ
いて説明を申し上げます。

この法律案は、河川における土石の
採取に関する規定及び河川法に基テ義

務違反についての罰則を整備し、もつ
て河川管理をより一層効果あらしめ

ようとするものであります。

河川における土石の採取等の採取につ
きましては、現行法において、都道府

県の規則をもつて、都道府県知事の許
可を受けしめることができる旨を規定

しております。ところが、ビル建築、
各種産業施設、道路舗装、ダム等の建

設用資材としての砂利に対する需要が
近時とみに増大して参りました結果、

河川における砂利採取がにわかに増加
し、ことに大都市や工業地帯周辺の河

川において著しいものがあります。こ
れらの砂利採取を行う者の中には、利

を追求し急ぐで、知事の許可に付せられ
た河川管理上の条件に違反し、はなは

だしきは許可を受けないで乱掘を行
う等の者も少なくなく、ために河床は著し

く低下し、堤防や護岸の基礎はゆる
み、あるいは取水口は浮き上つて取水

が困難となるなど、河川管理上ゆゆし
い支障を及ぼすに至つているところが

少なくありません。それにもかかわら
ず、現行法においては、砂利の乱掘そ

の他これらの違反行為に対する罰則が
最高二万円の罰金にとどまつていたた

め、制裁規定としての実効を確保する
ことができません。このままに放置するな

らば、かえつて正當に法規を守つて砂
利採取を行なつている者との衡平を失

するのみならず、ますます乱掘の傾向を
助長し、ひいては種々の災害を誘致する

に至ることが憂慮されるのであります。
したがつて、このような障害を除去

し、河川管理をより一層効果あらし
めるため、河川における砂利採取に関

する規制を法律に明確に規定し、これ
に対する罰則を強化するとともに、こ

れとの均衡上、その他の河川法違反に
対する罰則の規定を整備することとい

たしたのであります。

次に、この法律案の要旨について申
上げます。まず第一点は、河川の区域

内において土石を採取しようとする者
は、都道府県知事の許可を受けなけ

ればならないものとしたことでありま
す。すなわち、この点は、従来は河川

法第十九条に基テ都道府県の規則に
よつて規制が行われることができたよ

うになつていたものであります。これ
を明確に法律に規定する義務といたし

たのであります。

第二に、許可を受けて土石を採取す
る者から土石採取料を徴収することが

できることとし、土石採取料は、都道
府県に帰属するものとしたしました。

従来は、土石の採取料は、私法上の収
入と考へていたものであります。これ

を水利使用料や河川敷占用料と同様、
公法上の収入とすることに改め、必要

によつては、国税滞納処分の例により
強制徴収することもできることとした

のであります。

第三点は、許可を得ないで土石を採
取した者に対する罰則その他河川法の

規定に違反した者に対する罰則の規定
を整備したことでありました。その内容

は、海岸法や地すべり等防止法等との
均衡をも考慮して、罰金の限度額を引

き上げたこと、法人に対する罰則規定
を設けたこと、命令に対する罰則の委

任に関する規定を明確にしたこと等が
おもなものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び
その要旨であります。何とぞ慎重審

議の上、すみやかに御可決あらんこと
をお願い申し上げます。

○堀川委員長

本案に対する質疑は、
次会よりこれを行うことといたしまし

て、本日は、次に台風第二十二号によ
る災害対策に関する件につきまして、

調査を進めることにいたします。

ただいま二階堂君より、台風災害復
旧促進に關し発言を求めておられます

ので、これを許すことにいたしま
す。二階堂委員

○二階堂委員 私、この際台風第二
十一号及び第二十二号の被害がきわめ

て甚大でございまして、特にこれらの
被害地からも非常に強い政府に対する

陳情等もございまして、災害復旧促
進に關する決議案を提出いたしたいと

存じます。

まず案文を朗読いたします。

台風災害復旧促進に關する件

今次わが國を襲つた第二十一号台
風及び第二十二号台風の被害は甚大

であり、特に第二十二号台風の人多
公共施設その他に与えた損害は深刻

なるものがあり、罹災地住民の民生
も不安におちいつています。

政府は既に、応急の措置を講じつ

つあるところではあるが、なお目下準
備中の補正予算を速かに国会に提出

すると共に、必要に応じ、特別の立法
等を行い、もつて災害の急速な復旧と

民生の安定に万全を期すべきである。
右決議する。

以上が決議案の案文でございます。申し上げるまでもなく緊急を要する問題でございますので、委員会一致の御賛同を得て、本決議案を可決せられるようにお願い申し上げます。

○堀川委員長 この際お諮りいたします。ただいま二階堂委員からの動議のごとく、台風災害復旧促進に関する件について、本委員会として決議することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議なしと認め、二階堂君の動議のごとく決しました。

なお本決議案の取扱いにつきましては、字句の整理等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 ただいまの決議に対し、建設大臣より発言を求められております。これを許すことにいたします。遠藤建設大臣。

○遠藤国務大臣 今回の災害につきましては、建設委員会の委員の各位が、非常に御熱心にこの災害復旧の問題について御討議を下さいます。御援助をして下さっておられることに對しまして、私は深く敬意を表すると同時に、お礼を申し上げます。政府といたしましては、災害発生直後から緊急応急の対策を講じて参りまして、逐次その対策も進んでおるわけですが、現在の問題としましては、すみやかに補正予算を提出いたしまして、予算が足りないがために災害の復旧がおくれるというよりなことがないよう、予算の不足分の補充をすみやかにやることを今進めておるような次第であります。

ただいま本委員会で、災害復旧促進の決議をして下さったのでありますが、この決議の御趣旨に基いて、政府は、全力を尽して災害の復旧に邁進することをここではっきり言明いたします。御了承を得たいと思います。

○堀川委員長 本日はこの程度にとどめまして、次会は、明日午前十時から開会いたしますこといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十三分散会

昭和三十三年十月十六日印刷

昭和三十三年十月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局